

中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決)のご案内



令和6年12月9日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	「子宮体癌」の傷病名のみでの「腔洗浄」の算定は認められない。	子宮体癌には、出血等をきたしている症例も多く、J072 腔洗浄(熱性洗浄を含む。)は、医学的に必要であると考えが、その場合には、「子宮出血」等の傷病名が必要である。	適用診療月 令和7年3月1日

本件に関する問合せ先
中四国審査事務センター
外科・混合審査室混合審査課(TEL:082-576-8388)